

議案第 1 1 号

俱知安町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部改正について

俱知安町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次の
ように改正する。

令和 8 年 9 月 7 日提出

俱知安町長 文 字 一 志

俱知安町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

俱知安町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 年俱知安町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第13条の次に次の 1 条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第 1 3 条の 2 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第 4 項において準用する法第21条の 5 の18第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第69号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第20条第 3 項中「こども・子育て支援法」を「子ども・子育て支援法」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年12月25日から施行する。ただし、第20条第 3 項の改正規定は公布の日から施行する。

説 明

こども性暴力防止法が令和 8 年12月25日に施行されるに当たり、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 1 号）が一部改正されたことに伴い、所要の改正を行うため。

俱知安町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正案	現 行
<u>(児童対象性暴力等の防止)</u> <u>第 1 3 条の 2 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第 4 項において準用する法第21条の 5 の18第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第69号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</u> 第 2 0 条 （略） 2 （略） 3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（法第24条第 2 項に規定する家庭的保育事業等をいい、居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員（<u>子ども・子育て支援法</u>（平成24年法律第65号）第	〔新設〕 第 2 0 条 （略） 2 （略） 3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（法第24条第 2 項に規定する家庭的保育事業等をいい、居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員（<u>こども・子育て支援法</u>（平成24年法律第65号）第

27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。)の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳児又は幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。	27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。)の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳児又は幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。
---	---

俱知安町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に係る概要

○ 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）の施行

- ・ こども性暴力防止法が令和8年12月25日に施行されるに当たり、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号。以下「基準府令」という。）が一部改正されたことに伴う改正

【改正概要】

- ① 「学校設置者等」は、従事者による児童対象性暴力等を防止する措置等の実施が義務付けられることから、従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じなければならない旨を規定
- ② その他所要の改正

こども性暴力防止法

制度趣旨：児童等に教育・保育等を提供する事業者に対し、従事者による児童対象性暴力等を防止する措置を講じること等を義務付ける。

制度対象：事業者が行う各事業・業務が、児童等との関係で、①支配性、②継続性、③閉鎖性を有するか否かの観点から、対象事業・業務を規定

対象事業者：(1) 学校設置者等（学校、児童福祉施設等） ➤ 義務として実施
＜主な施設・事業＞

保育所、児童館、乳児等通園支援事業、家庭的保育事業等

(2) 民間教育保育等事業者（学習塾、放課後児童クラブ、認可外保育施設等） ➤ 国の認定を受けて実施

安全確保措置：初犯防止対策、再犯防止対策、防止措置など

【施行期日】 令和8年12月25日（基準府令の改正施行日）。ただし、一部の改正規定は公布の日。